

改正 平成21年11月28日告示第165号

平成24年 4月27日告示第116号

平成31年 3月28日告示第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道及び処理施設の機能及び構造を保全するため、ディスポーザシステムを下水道法(昭和33年法律第79号)第10条に基づく排水設備と位置付け、その設置及び公共下水道への接続並びに適切な維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においては、淡路市下水道条例(平成17年条例第211号)及び淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第135号)に規定する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ディスポーザシステム 戸建住宅、集合住宅等の厨房流し台の下部に組み込んだディスポーザ(破碎装置をいう。以下同じ。)で厨房から発生する生ごみを粉碎し、これを排水処理槽等で処理し、その排水を公共下水道及び処理施設へ排除する機器の総体であって、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づき、建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成12年政令第211号)による改正前の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の2第3項の規定による配管設備として、国土交通省(旧建設省)大臣による認定(以下「大臣認定」という。)を受けたもの又は公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(以下「システム性能基準(案)」という。)に基づき、次条に規定する本市の指定する評価機関の適合評価を受けたものをいう。

(2) メーカー ディスポーザシステムについて大臣認定を受けたもの又はシステム性能基準(案)に適合する評価を受けたものをいう。

(3) 使用者 ディスポーザシステムを使用して下水及び汚水を排除し維持管理に関して最終的に責任を負う者で、次に掲げるものをいう。

ア 独立建築物の所有者又は賃借人

イ 賃貸借集合建築物の所有者

ウ 分譲集合建築物の所有者の代表

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(4) 申請者 ディスポーザシステムを新設し、又はシステムを変更しようとするものをいう。

(5) 維持管理業者 ディスポーザシステムの維持管理を行うためメーカーに指定されたものをいう。

(適合評価機関)

第3条 システム性能基準(案)に基づきディスポーザシステムの適合評価を行うことができる評価機関は、次に掲げるもののうちから市長が指定したものとする。

(1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく指定認定機関、承認認定機関、指定検査機関又は承認検査機関

(2) 産業標準化法による日本産業規格の校正機関及び試験所の能力に関する一般要求事項

(J I S Z 9325又はJ I S Q 17025) に適合する認定試験所

(3) 平成13年国土交通省告示第44号による廃止前の民間開発建設技術の技術審査・証明事業認定規程(昭和62年建設省告示第1451号)に基づく審査・証明事業を実施する法人

(4) 官公庁の試験機関又は独立行政法人の試験機関

(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又はこれに相当する外国の大学

(6) 前各号に掲げるもののほか、ディスポーザシステムの構造、性能等に関し専門的な知識を有する職員を確保し、評価業務の執行について公正性及び中立性を有するとともに、財政的な安定性を有する法人

2 前項の規定にかかわらず、本市以外の地方公共団体の公共下水道事業者により、システム性能基準(案)に基づき適合評価を行うことができる評価機関としての指定を受けたときは、市長が指定したものとみなす。

(排水設備計画の確認申請)

第4条 ディスポーザシステムを新設し、又は変更しようとする者は、あらかじめ淡路市下水道条例第5条及び淡路市下水道条例施行規則(平成17年規則第183号)第5条並びに淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例第6条及び淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年規則第186号)第5条に基づく申請の際に、ディスポーザシステム設置(変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて提出し、市長の確認を受けなければならない。

(維持管理に関する指導又は勧告)

第5条 市長は、申請書の提出を受け、淡路市下水道条例第5条及び淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例第6条に基づく計画の確認を行う場合は、ディスポーザシステムの適切な維持管理のため、申請者(申請者と使用者が異なる場合にあっては、使用者)に対し、次に掲げる事項について指導又は勧告することができる。

(1) 維持管理業者とディスポーザシステムの維持管理業務委託契約を締結すること。

(2) ディスポーザシステムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録その他維持管理に関する資料を5年間保存するとともに、必要に応じその資料を提出すること。

(3) ディスポーザシステムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、市長の指定する職員が行う立入検査等の措置に応じること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(排除の停止、制限又は改善命令)

第6条 市長は、ディスポーザシステムの維持管理の状況により、公共下水道及び処理施設への排除が公共下水道及び処理施設を損傷し、若しくはその機能を阻害するおそれがあるとき、又は公共下水道及び処理施設の管理上必要があると認めるときは、淡路市下水道条例第25条若しくは第33条又は淡路市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例第21条若しくは第28条の規定に基づき、ディスポーザシステムの設置者又は使用者に対し、排除を停止させ、若しくは制限し、又は当該ディスポーザシステムの改善を命ずることができる。

(使用者の地位の承継)

第7条 ディスポーザシステムの使用者に変更が生じたときは、変更後の使用者が、当該ディスポーザシステムの適切な維持管理を行うことへの地位を承継するものとする。この場合において、変更後の使用者は、速やかにディスポーザシステム使用者変更届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(メーカーに対する指導)

第8条 市長は、必要があると認める場合は、メーカーに対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

(1) ディスポーザシステムの販売に当たり、使用者に対し、維持管理業者との当該ディスポーザシステムの維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。

(2) 使用者に対し、第5条の規定に基づき市長が行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。

(3) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

(協定の締結)

第9条 使用者は、この要綱に基づき本市とディスポーザシステムの管理に関する協定を締結しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(成21年11月28日告示第165号)

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年4月27日告示第116号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日告示第32号)

この告示は、平成31年7月1日から施行する。

(表面)

ディスプレイシステム設置(変更)申請書

年 月 日

淡路市長 様

申請者 住 所(法人にあっては、所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電 話

淡路市ディスプレイシステム取扱要綱第4条の規定により、ディスプレイシステムの設置(変更)について、次のとおり申請します。

設 置 場 所				
施 工 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
施工業者	住 所			
	氏 名	電 話		
システム メーカー	住 所			
	氏 名	電 話		
	連 絡 先	担当者	電 話	
	型 式		設置個数	個
維持管理 業 者	住 所			
	氏 名	電 話		
事務処理欄				

(裏面)

【添付書類】

1 一般事項に関する書類

- (1) 認定書又は適合評価書(写しでも可)
- (2) 位置図
- (3) 排水計画平面図
- (4) 工程表
- (5) システムフロー

2 仕様書

- (1) システムの仕様書及び構造図
- (2) ディスポーザ
- (3) 排水処理槽
- (4) 排水設備設計図(ディスポーザから排水処理槽までの配管図)

3 維持管理に関する書類

- (1) 維持管理体制
- (2) 処理水質基準
- (3) 点検項目(維持管理、清掃、汚泥処理、水質等)及び点検計画
- (4) 維持業務管理委託契約書、又は維持管理業務委託契約確約書(写しでも可)
- (5) 使用者承継確約書

4 その他

ディスプレイシステム使用者変更届

年 月 日

淡路市長 様

申請者 住 所（法人にあっては、所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話

次のとおり使用者の変更をお届けします。

設 置 場 所		確 認 番 号		第 号	
使 用 者 変 更			使 用 者 住 所 変 更		
旧	住所	氏 名			
	氏名				
新	住所	旧住所			
	氏名	新住所			
理 由					